Ⅲ—(3)—5　機材及び電圧等

1　機　材

機材については、基本測定等に使用する基礎的なもので、簡単かつ単体的な機材はブラジル側で用意してもらうとの基本方針で、日本から持参した機材リスト・カタログ等をもとにして交渉を行った結果（表）のようなものがブラジル側で用意できるようであった。

しかし、基礎的なもので簡単かつ単体的なものといえどもブラジル国産製では、あまり精度の高いものは期待できない感触を得た。しかも、準備出来ると云ってもその殆どが輸入品であるとの事であった。それで選定した機材はすべてブラジル側と云うことは無理なので、ブラジル国側準備機材といえども日本から持参する必要があると考えられる。

なお、機材の送付先は下記あてとすること。

SERVICO NACIONAL DE APRENDIZAGEM INDUSTRIAL—SENAI
DEPARTAMENTO REGIONAL DE MINAS GERAIS
AVENIDA AFONSO PENA, 1500—15° ANDAR—CENTRO
30.000—BELO HORIZONTE—MINAS GERAIS—BRASIL.

2　電圧等

電圧は三相220ボルト、周波数は60ヘルツであり、単相は、$220/\sqrt{3} \fallingdotseq 127$ボルトである。電圧の変動状態は下表、下図のとおりであった。（測定者は現地カウンターパート予定者Antonio氏である。）

番号	機材名
S—86	シンクロスコープ実習装置
S—87	電動工具類
S—88	マイクロスイッチ、タイマー他
	視聴覚室
T—1	自動制御装置
T—2	メインスクリーン装置
T—3	サブスクリーン装置
T—4	黒板装置
T—5	バリアブルマスク装置
T—6	コントロールデスク
T—7	TVハンガー
T—8	TV
T—9	メインスピーカー
T—10	サブスピーカー
T—11	モニタースピーカー
T—12	ワイヤレスアンテナ
T—13	ステージライト
T—14	ダウンライト
T—15	暗幕装置
T—16	音響卓
T—17	オーバーヘッドプロジェクター
	(映写台付)
T—18	16mm映写機
T—19	スライド映写機
T—20	8mm映写機
T—21	モニターTV
T—22	テープレコーダー
T—23	VTR
T—24	教材提示装置
T—25	ポータブルVTRセット
T—26	ビデオテープ
T—27	ビデオテープ

番号	機材名
	三脚
T—29	カメラ延長ケーブル
T—30	T／P製作器
T—31	T／P製作用材料
T—32	工事材料費
	各室共通機材
U—1	OHP (映写台付)
U—2	ポータブルスクリーン
U—3	OHP用ランプ
U—4	セロハンロール
U—5	トラペンセット
U—6	クリアシート
U—7	方眼紙
U—8	シートホルダー
U—9	偏光紙
U—10	T／Pファイル
U—11	カラーシート
U—12	半対数シート
U—13	カラーライン
U—14	水性プロジェクターペン
U—15	水性用細字ペン
U—16	油性ペン
U—17	油性用細字ペン
U—18	カッテングコンパス
U—19	イレーサー
U—20	英字カラーレタリング
U—21	数字カラーレタリング
U—22	カメラ
U—23	カメラレンズ
U—24	AVCCオーバーラップ250
U—25	オーバーラップランプ
U—26	移動用VTR装置

番号	機材名
S—10	半自動万能ブリッジ
S—19	計器用変圧器
S—20	計器用変流器
S—22	X—Yレコーダー
S—23	光電式回転計
S—24	時計式回転計
S—25	電気式回転計
S—26	サイクルカウンター
S—27	自動式配電試験器
S—28	漏洩電流計
S—29	静電電圧計
S—30	ガウスメーター
S—31	電動発電機（各種）
S—35	自動速度制御実験装置
S—36	直流電気動力計
S—37	定電圧定周波電源
S—38	サイリスタレオナード実験装置
S—39	サイリスタインバータ実験装置
S—40	無整流子可変速電動機
S—41	電動発電機自動制御装置
S—42	渦電流型電気動力計
S—43	単相負荷抵抗器
S—44	三相負荷抵抗器
S—45	総合負荷装置（単相・三相）
S—47	スライドリアクトル（単相・三相）
S—49	誘導電圧調整器（単相、三相）
S—51	単相変圧器
S—52	三相変圧器
S—53	シリコン整流器

番号	機材名
S—51	定電圧装置付整流器
S—55	温度制御モデルプラント
S—56	圧力制御モデルプラント
S—57	液位制御モデルプラント
S—58	流量制御モデルプラント
S—59	プログラマブル制御装置
S—60	シーケンス制御実習装置
S—61	継電器シーケンス実験装置
S—62	D—A変換実習装置
S—63	A—D変換実習装置
S—64	無接点リレートレーニングボード
S—65	計算機基本実習装置
S—66	マイクロコンピュータ実習装置
S—67	ロジックプローブ
S—68	プリント基板製作用具
S—69	ベアリングチェッカー
S—70	振動チェッカー
S—71	騒音計
S—72	検相器
S—73	配線チェッカー
S—74	火災警報器実験装置
S—75	漏電警報器実験装置
S—76	空調機実習装置
S—77	アマチャアテスター
S—78	サイリスタ移相制御実験装置
S—79	サイリスタレオナード実験装置
S—80	高圧試験装置
S—81	サイリスタチョッパー実験装置
S—82	実習用配電盤
S—83	保護継電器試験器及び耐圧試験器
S—84	高周波加熱装置
S—85	超音波実験装置

番号	機材名
	視聴覚教材
V－1	ビデオ教材（テキスト付）
V－2	スライド教材
V－3	16mm教材
V－4	シュミレーター
〔日本政府より供与する機材〕	
E－1	実習用ホイートストンブリッジ
E－2	実習用電位差計
E－3	講義用万能メーター
E－4	抵抗実験装置
E－5	容量実験装置
E－6	誘導及び磁気特性実験装置
E－7	携帯用ホイートマトンブリッジ
E－8	携帯用ダブルブリッジ
E－9	コールラウシュブリッジ
E－10	ユニバーサルブリッジ
E－11	インピーダンス計
E－12	直流電位差計
E－13	回路計
E－14	マルチテスター
E－15	電池式絶縁抵抗計
E－16	接地抵抗計
E－17	検流計
E－18	磁束計
E－19	直流電流計
E－20	分流器
E－21	直流電圧計
E－22	倍率器
E－23	高周波電流計
E－24	交流電流計
E－25	交流電圧計
E－26	直流電圧電流計

番号	機材名
E－27	交流電圧電流計
E－28	電子電圧計
E－29	ディジタル電圧計
E－30	ディジタルマルチメーター
E－31	ディジタルマルチメーター
E－32	単相電力計
E－33	力率計
E－34	周波数計
E－35	オシロスコープ
E－36	標準抵抗器
E－37	すべり抵抗器
E－38	抵抗減衰器
E－39	ダイアル可変抵抗器
E－40	固定自己誘導器
E－41	固定相互誘導器
E－42	標準可変誘導器
E－43	ダイアル可変コンデンサー
E－44	直流安定化電源
E－45	直流安定化電源
E－46	直流安定化電源
E－47	低周波発振器
E－48	電圧調整器 Vメーター付
E－49	電圧調整器 Vメーター付
E－50	ストップウォッチ
E－51	磁気回路実験装置
E－53	標準信号発生器
E－54	ひずみ率計
E－55	Qメーター
E－56	低周波増巾器
E－57	ユニバーサルカウンター

番号	機材名
E—58	RF信号発生器
E—59	実習用可変沪波器
E—60	掃引信号発生器
E—61	FMステレオ信号発生器
E—62	パルス発生器
E—63	半導体カーヴトレーサー
E—64	熱電温度計
E—65	ディジタル温度計
E—66	表面温度計
E—67	ファンクションゼネレータ
E—68	応用電子工学学習装置
E—69	クランプオンハイテスタ
E—70	可変空気コンデンサー
E—71	標準コンデンサー
E—72	実験操作キット
E—73	LCメーター
E—74	卓上電子計算器
E—75	論理回路実習装置
E—76	半導体静特性測定回路実習装置
E—77	トランジスタ式電源回路実習装置
E—78	半導体応用実習装置
E—79	パルス回路実習装置
E—80	AM送受信回路実習装置
E—81	増幅回路実習装置
E—82	発振回路実習装置
E—83	照度計
E—84	光高温計
E—85	三相電力計
E—86	単相積算電力計
E—87	三相積算電力計
E—88	三相4線式積算電力計
E—89	エプスタイン試験装置

番号	機材名
E—90	単相変圧器
E—91	三相変圧器
E—92	カットモートル
E—93	カットトランス
E—94	位相計
E—95	パッチボード
E—96	整理箱
E—97	AMラジオキット
E—98	ラジコンキット
E—99	ディジタル時計キット
E—100	補修部品と補修工具
	ドライバーセット
	ワイヤストリッパー
	ハンダゴテ
	糸ハンダ
	手提工具セット
	小型ニッパー
	先曲りラジオペンチ
	リードペンチ
	プリント基板
	プリント基板工作キット
	プリント基板
	電解コンデンサ
	コンデンサ
	コンデンサ
	トランジスタ
	ダイオード
	IC
	IC
	7セグメント表示管
	水晶発振器子
	ICソケット

番号	機材名
	発光ダイオード
	ＬＥＤ用ソケット
	プリント基板
	可変抵抗器
	可変抵抗器
	可変抵抗器
	スイッチ
	ＩＣケース
	バナバイス

〔ブラジル側で準備する機材〕

EQUIPAMENTOS A SEREM ADQUIRIDOS NO BRASIL

1. Wheatstone bridge for experimental
2. Potentiometer for training
3. Demonstration DC voltage current motor
4. Portable type wheatstone bridge
5. DC potentiometer
6. Circuit tester
7. Insulation tester
8. DC amperemeter
9. AC amperemeter
10. DC voltmeter
11. AC voltmeter
12. Single phase wattmeter
13. Three phase wattmeter
14. Power factor meter
15. Frequency meter
16. DC power supply stabilized
17. Rectifier
18. Low frequency oscillator
19. Volt slider
20. Automatic voltage regulator
21. DC motor - DC generator experimental apparatus
22. DC motor - Three phase generatot experimental apparatus
23. Three phase motor - DC generator experimental apparatus
24. Three phase motor - Three phase generator experimental apparatus
25. DC compound motor
26. Three phase induction motor, schrage type
27. Three phase induction motor, wike wound type
28. Alternative motor
29. Single phase transformer
30. Three phase transformer
31. Induction voltage regulator, single phase
32. Induction voltage regulator, three phase

33. Rheostat (A0 20A)
34. Three phase rheostat
35. Tachometer
36. Temperature gage
37. Lux meter
38. Mock house
39. Training board for wiring
40. Air compressor
41. Winding machine
42. Bench drilling machine
43. Lathe
44. Pipe cutter
45. Electric die stock
46. Pipe bender
47. Sealed room
48. Arrester
49. Storage battery
50. Dry cell
51. Watt-hour meter (varied type)
52. Phase indicator
53. Thermocouple thermometer
54. Electric heater
55. Stop watch
56. Clip-on amperemeter
57. General-purpose induction motor
58. Pole-changeable motor

〔ＣＦＰ／ＳＦＰでの電圧測定結果〕

MEDICAÕ ELÉTRICA NO CFP/SFP

時　間		電　圧(V)
7 : 30	Medicao	222
8 : 00	"	218
8 : 30	"	218
9 : 00	"	219
9 : 30	"	217
10 : 00	"	218
10 : 30	"	219
11 : 00	"	220
11 : 30	"	217
12 : 00	"	217
12 : 30	"	217
13 : 00	"	217
13 : 30	"	219
14 : 00	"	216
14 : 30	"	217
15 : 00	"	218
15 : 30	"	217
16 : 00	"	219
16 : 30	"	217

測定者　ANTONIO

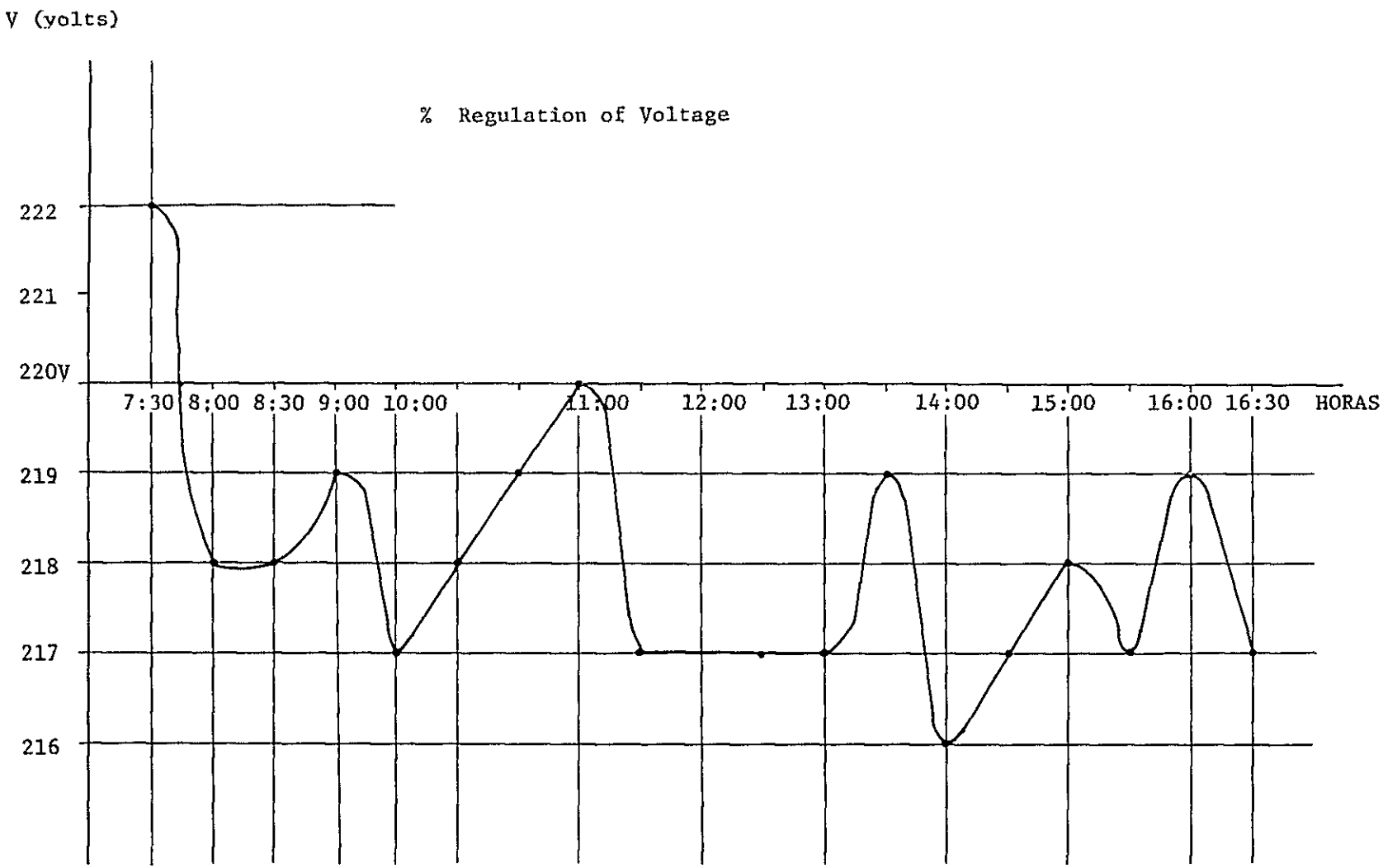
V (volts)
% Regulation of Voltage
222
221
220V
219
218
217
216
7:30
8:00
8:30
9:00
10:00
11:00
12:00
13:00
14:00
15:00
16:00
16:30
HORAS

Ⅲ—(3)—6　日本人専門家

当技術協力実施のための専門家を下記のとおりと決定した。

チーフ　1名、電気専門家　3名、電子専門家3名

計7名とする。但し、ブラジル側の技術習得状況に応じてすべての専門家を5年間派遣することなく、3年とか4年とかとすることになろう。また当センターは自動制御関係が主体であり、その内容も相当広範にわたっているので各専門家が常に連携を保つことは勿論であるが、短期の専門家の派遣も随時必要となろう。また、当初は、伯側に調達させる機材の購入などでサンパウロに長期出張の必要があり、更には、ベロ・オリゾンテ（センター建設市）には大使館、ＪＩＣＡ事務所もない（リオ総領事館まで500Km弱、ブラジリアＪＩＣＡ事務所まで800Km弱、サンパウロ総領事館まで600Km弱）などのため、業務調整員1名の派遣も考慮する旨現地大使館、ＪＩＣＡ事務所長より要請された。

なお、日本人専門家の主たる分野は下記のとおりであり、チーフも電気・電子関係のものが望まれる。

1.　電気コース

電気計測、電気回路、電気材料、製図関係	1名
電気機械、電気工事関係	1名
制御盤、工場電気設備、自動制御関係	1名

2　電子コース

電子計測、電子回路	1名
デジタル回路、電子計算機要素関係	1名
シーケンス回路、プロセスコントロール関係	1名

Ⅲ—(3)—7　伯側スタッフ

1.　校　長

2.　副校長

3　カウンターパート

①　電気コース……エンジェネイロ．テクニコ数名

②　電子コース……エンジェネイロ．テクニコ数名

4.　事務職員

5　秘書（日本人チーム及び伯側チーム）

6　タイピスト

7.　倉庫、機材管理人

8.　ドライバー

9.　ガードマン、用人

なお、カウンターパートについては、おおむね訓練生１０人に１名の割合で配置されるが、モジュールシステムのためこれより若干ふえることとなる。また、日本人チームは校長と交渉を持つことができるが、種々の問題については、ＳＥＮＡＩ—MG 局長と交渉するシステムとなっている。

また、カウンターパート２名（電気・電子）について次の内容の面接テストを実施した。

①	分数の割算、かけ算	（二人共ＯＫ）
②	小数の割算、かけ算	（　〃　）
③	三角関数の割算、かけ算	（　〃　）
④	対数（常用）の割算、かけ算、足し算	（　〃　）
⑤	微分、積分の計算	（　〃　）
⑥	直流回路の計算	（　〃　）
⑦	交流回路の計算	（　〃　）
⑧	整流回路の計算	（　〃　）
⑨	ベクトル計算及びベクトル図の作成	（　〃　）
10	トランジスタの特性の分析	（　〃　）

この他、彼らは、集合についても十分な知識を有している。

従って、日本に呼んで研修を受けても十分な知識を有しているものと思われた。なお、語学（英語、日本語）については、専門用語は理解しているが、会話力において見劣りがするので、この点ＳＥＮＡＩ—MG 局長にも十分教育するよう進言しておいた。

〔カウンターパート研修計画（日本国内で実施）〕

カウンターパートには、エンジネイロ、テクニコの配置が予定されている。エンジネイロは、大学卒でブラジルでは高い社会的地位を確保されているので、プライドを傷つけないような研修が必要であろう。（ブラジルでは大学工学部卒業生は極めて少なく、日本の昔の学士様といわれる状況に近い。）

従って、エンジネイロには技術一般の他に訓練行政全般にわたる研修が必要である。エンジネイロは、将来電気科及び工業電子科のチーフになる人である。

テクニコは、現場に出て現場と設計部門を結ぶ役目を果たすので、個別に各専門分野にわたって研修を行うことが必要である。テクニコのレベルは大体高卒程度である。

1　エンジネイロ（エンジニア）に対する研修

職業訓練大学校の集団コースで実施する。とりあえず電気エンジネイロ、電子エンジネイロ各１名を受け入れるものとする。折を見て、ＴＩＣの監督者訓練コースの受講も行なわせることが必要である。

2.　テクニコ（テクニシアン）

実際に実験・実習に当たるのはテクニコである。

従って、テクニコの研修は細いフィールドに分けて実施することが必要である。

研修対象分野	研修予定者数
(1) 制御盤組立、調整	4 名
(2) 各種電気機器制御法	3 名
(3) シーケンスコントロール	6 名
(4) プロセスコントロール（工業計測）	6 名
(5) デジタル回路	4 名
(6) コンピュータエレメント	3 名

特に伯側よりシーケンス・コントロール、プロセス・コントロールに力を入れて欲しい旨要望があった。この分野は巾が広く奥行も深いので的を絞る必要がある。例えば、シーケンス・コントロール一つをとってみても、工作機械向コース、エレベータ向コースなどと特色がある。また、プロセス・コントロールの場合をとってみても、計器の取りつけに重点を置く場合と、取りつけられた計器の調整、メインテナンスに重点を置く場合とに大別される。しかし、いずれの場合にも、各計測機器の使い方や、測定の意義を教えることを忘れてはならない。

シーケンスコントロールについては、ブラジルで需要の多い工作機械を初めとする産業機械の分野、エレベーターの分野、オートドア、車庫の入出庫などの分野について研修を行うことが望まれる。

プロセスコントロールについては各種装置産業の分野で広く応用が考えられるが、当面は、液面制御、圧力制御、温度制御、流量制御に的を絞って、研修を行うことが望まれる。

なお、ブラジルでのカウンターパート教育指導計画は2年を4期つまり、Ⅰ期（第一表）Ⅱ期（第二表）Ⅲ期（第三表）Ⅳ期（第Ⅳ表）に区分してカウンターパートの不得意と思われる分野を重点的に指導していくこととする。

ブラジルSENAI電気・電子職業訓練センター

カウンターパート教育指導計画表（案）

I期（第一表）

	月				火				水				木				金				土	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
電気電子	電気磁気学	数学 I	電設実習	工作実習	電子工学	電気回路論	電気物理	数学 II	電気計測	電子工学	電気計測実験		数学 II	電気回路論	基礎製図実習		電気磁気学	電設工学	電子材料	電子工学実験		

II期（第二表）

	月				火				水				木				金				土	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
電気電子	電子回路	電気機器	電気応用数学	電気法規	電気製図実習				電気材料	電気計測 II	電子工学実験 II		電気機器		電設実習		電子回路	過渡現象論	電気計測実験			
									電子回路					自動制御論	低周波	回路実験						

Ⅲ期（第三表）

	月				火				水				木				金				土	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
電気	発変電学	電力用機器実験			生産工学	配電工学	安全工学		制御機器設計	製図実習	電気機器	実験工		自動制御論	電設実習		機器製作実習		制御機器製	作実習		
電子	パルス回路		電子機器実験			電子回路Ⅱ			デジタル回路	実験	電気機器実験		電子回路Ⅱ	電子機器	プラント制御	実験	電子機器Ⅰ	電子回路設計	電子回路設計	実習		

Ⅳ期（第Ⅳ表）

	月				火				水				木				金				土	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
電気	電気応用	高電圧工学	電気機器	実験Ⅱ	機械工学	生産工学	送電工学			制御工学	自動制御	実験	電気応用	総合応用	実習		電気機器	製作実習Ⅱ	制御機器	製作実習Ⅱ		
電子		電子機器Ⅱ	総合応用	実習	概論		電子機器Ⅱ	高周波工学			総合応用	実習	パルス回路実験	Ⅱ	電算機実習	Ⅱ	シーケンス	制御実習	高周波	実験		

Ⅲ—(3)—8　協力期間及び訓練の開始

協力期間は1979年3月29日から1984年3月28日とするが、技術移転が十分と見込まれる分野については、期日前でも協力を打ち切ることとした。従って、1980年2月開校に当たっては、ブラジル側は全面的に確約しているので、日本側の対応もこれに合わせることが大切である。一般にラテン系の国はアスタ・マニヤーニヤとか約束時間に遅れることは日常茶飯事であるとかいわれているが、少なくとも我々が応待したSENAI—MG 及び労働省は極めて日本的能率の良さであった。（SENAI—MG 及び労働省に日本に来たことのある者が局長以下数名いる。）

Ⅲ—(3)—9　センターの休日（下表）及び訓練時刻

1　休　　日

RECESSO ESCOLAR（休校日）—1979	
Mês（月）	Dias（日）
Fevereiro（2月）	26、27、28
Marco（3月）	—
Abril（4月）	12、13、21
Maio（5月）	19、24
Junho（6月）	14
Agosto（8月）	15
Setembro（9月）	07
Outubro（10月）	15
Novembro（11月）	02、15
Dezembro（12月）	08、25

なお、訓練生については、Julho（7月)は冬休み、Janeiro（1月）は夏休みとなる。

この他に、12月22日から12月31日までも休みとなる。

また、毎週土曜日、日曜日はセンターの休校日となっている。（週休2日制となっている。）

2.　訓練時刻（当センターでは夜の部はない。）

午前の部　　7時～11時

午後の部　　12時～16時

夜 の 部　　18時～21時

午前、午後に各々15分の休憩が入っている。

また、夜の部は当面、当センターでは開校しないこととしている。

Ⅳ ブラジル・ミナスジエライス州ベロオリゾンテ市内の生活事情

Ⅳ－(1) 子女教育

ベロオリゾンテには、日本人補習学校があり、２人の教師で小・中学生のみを対象として日本の学習指導要項に基づいた授業が行われている。

新学期は、日本と同じく４月で今年からは教師が４人になるとの事である。

小学校においては、国語、数学については心配がないが社会・理科は少し遅れがでるかもしれない様である。但し、帰国後はすぐ同学年度に学年編入学が出来る。

教科書は、無償で配布されるが、運営が木曜会と云う財団法人組織なので、入学金US100$、月謝1500cr、法人から生徒１人につき1500Cr１法人当たり月1500cr等があり、そのうえ一般に、日本人子女は、午前は日本人補習学校に入れ、午後は現地の私立学校ないしアメリカンスクールに入れているので現地私立学校費約1500cr、アメリカンスクール月謝約6000cr等を入れると教育費は高くつく。なお、専門家の場合法人会費、寄附金等をどうするか検討しておくことが必要である。

学年中途編入する方は、日本より海外子女教育振興財団で現地ですぐ使用する教科書（無償）をもらって行くこと、又次の年からはリオの総領事館より無償で配布される。（無償であるが予約制）

しかし、渡航前には是非一度下記海外子女教育振興財団にて教育相談を受けて来るようにとの事である。

東京都千代田区永田町２－１４－２　（〒１００）
山王グランドビル２０９号（０３－５８０－２５２１）
大阪市都島区都島本通１－７－１９　（〒５３４）
都島献風ビル５０１号（０６－９２４－０６３７）

その他現地の先生からも市販の学習参考書、ドリル等を持参されることを勧められた。

Ⅳ－(2) 生活事情一般

1　電気器具

ベロ・オリゾンテは110（V）60（Hz）（家庭）で日本の関西地方と同じである。

たゞ電圧が高いため、日本製だと器具の寿命が短くなると考えられる。

- テレビ……放送システムの違いにより不向き。現地購入がよろしい。
- ラジオ……ＦＭは受信周波数帯の調整が必要である。
- 冷蔵庫……日本より大きめがよく２５０～４５０ℓが理想
- ガスレンジ……日本のＬＰと異なるので現地購入がよい。

○ 電子ジャー炊飯器、ホットプレート、トースター、餅つき器等は見られなかった。又音響製品は非常に高価であったので（プレイヤーは１０万円）これ等は日本から持参した方がよい。

2. 衣料品

ベロオリゾンテは、高原に位置するため比較的しのぎ易く（年間を通じ16～35℃）服装も軽装で、スポーツシャツ姿が多く見られる。たゞし内陸的気候であるので、朝夕の温度差が大きいため、夜になると相当冷える場合がある。よって冬（６月～８月）はうすいコート、カーデガン等があれば十分のようである。（一般に夏物７、春秋物３の割合いでよい）また、上級職員は夏でも背広、ネクタイを着用し、パーティ等は男性はダークスーツ、女性はロングドレス等が必需品となるため、日本から持参した方がよい。なお、女性のロングドレス等は上下に分かれたもの各々２～３着用意して上下を取りかえて着用すると経済的とのことである。なお、ブラジルの女性は同じ物を二度着ることはまれである。上半身の下着は売られていなく、合成繊維（テトロン、ナイロン）等は高価であり、品揃え、品質、色、型の面で品数が少なく、持参した方が無難。靴等は良質ではき易い手頃な値段の物が豊富にある。

3 医　療

ブラジルは医薬分業になっており、病院からの処方箋をもって薬局へ行き薬をもらう。急患を除いて一般に予約制になっているため一寸とした病気や怪我の場合は、街の薬局（ファルマーシア FARMACIA）かドロガリーア（DROGARIA）ですますのが普通である。一般の病院や専門医院の医療費は高額であり保険制度もあまり普及していない。薬の種類は豊富で、手に入りますが、成分が強く量が多いため飲用に対し注意した方がよい。

なお、専門家の場合は、伯側で保険に加入させることになる。

4 住宅事情

住宅は、一戸建とアパートがあるが、便利さと安全性からアパートに住む日本人が多い。通常３ＬＤＫプラス女中部屋で12,000～15,000Cr（１Cr≒10円、1979年３月現在）である。日本の団地サイズ的な３ＬＤＫと違って、全体的に広くゆったりした感じである。

専門家の場合、ＳＥＮＡＩが日本補習校の近くに３ＬＤＫ家具付の部屋を用意してくれることになっている。

5 交通事情

(1) ブラジルでの免許

自動車学校に入って、学科・実技を習得し交通局の試験に合格すれば良いが、一般には次のような形でブラジル免許へ切換える。

① 外人登録証、写真を添えて申請すれば特別な許可証が交付されその許可証と日本の運転免許証があれば６ヶ月間有効である。それで６ヶ月毎に更新して行けば、日本の免許

証の期限内のみ有効である。

㊁ 又日本の国内免許証、外人登録証、写真、健康診断書、納税者番号カード（CIC）ポルトガル語読書能力証を揃えて交通局へ申請すれば、ブラジルの免許証が取得できる。4年間有効である。

㊂ 又、国際免許証を州の交通局へ届け出て認証をもらえば6ヶ月間有効で一回の更新が可能なので通算一年間有効となる。

一般にはロの方法で取得する人が多いようである。

(2) 交通事情について

運転マナーは悪く（急ブレーキ、急転回、無理な追い越し等）、自動車優先のようだから春々も注意することである。交通事故があっても、最高10,000Cr（日本円で10万円程度）程度しか支払われないとのことである。

6 食料品、日用雑貨及び食生活

ブラジルでは肉、野菜、果物等は非常に豊富であるが、肉を除いて価格は日本と大体かわりがない。

一般に買物はスーパーやフェイラと呼ばれる週1～2回開かれる野菜、果物、魚物等の移動露天市で1週間分位キロ、ダース、箱単位でまとめて買い大型冷蔵庫等に貯えておく。

スーパーには日用雑貨、文具、家具、電気製品、食料品等々何でも揃っている。但し、土曜日、日曜日が休みなので平日の買物となる。

一方、日本食品であるが、あらゆる種類のものが現地にあり、無いものがないと云っていい程であり、日本からの輸入品もいろいろな種類のものが数多くあるが値段は割り高となり5～10倍するのもある。ベロオリゾンテには日本食品店が一軒あり別表のような品物がおいてあり無い場合はサンパウロから取り寄せる事が出来殆どのものを手に入れることが出来るが価格は日本と比べ2～3割は高くなる。

又ベロオリゾンテには日本食レストランも2～3ヶ所あり寿司、天ブラ、ウドン、ソバ、サシミ等の外食も楽しめるが、かなり高くつく。

概して、日本的な食事をしようとすれば、日本より高くつく。

従って、肉、野菜、パン、果物を中心に食生活を行えば日本にいる時の要領で生活ができる。

7. その他

- 特に高いものは輸入品及びぜいたく品、医療費等

  化粧品・ウィスキー・カメラ・フィルム・電気製品特に音響製品・光学機械

- 割り高のものは衣料品、書籍類、家具類
- 安いものは肉・果物・その他食料品（但し輸入日本食品を除く）及びタクシー代、などは

割安なほうである。

- ラジオはＮＨＫの海外向け短波放送が受信できる。
- 新聞はサンパウロでは日本語の日刊紙として「サンパウロ新聞」「パウリスタ新聞」「日伯毎日新聞」の三紙が発行されているので注文すればベロオリゾンテでも取り寄せることが出来るし、又、日本の新聞も料金は高くつくが講読可能である。
- 雑誌、単行本、小説等も日本食品店に注文すれば月おくれではあるが取揃えてくれる。
- ゴルフは原則として会員制であるが、ビジターでも利用出来る。但しゴルフ用品はゴルフ場にしか売っておらず非常に高価である。
- テニスはパブリックのコートが無い為どこかのテニスクラブに加入すれば可能であり大半は硬式である。
- 魚釣りは各地の河や海で中物、大物が釣れるとのことだがリール竿などは輸入品で高価なので日本より携帯した方が良い。
- ＩＣＩ（納税証明書）所有者で市中銀行に６ケ月以上の預金実績があれば１人につき１ケ月毎に３００US$ まで日本へ送金出来る。又ニューヨーク信託銀行を利用している人は日本へ送金出来るが日本に本人・家族の銀行口座を設けておくこと。
- おみやげは日本人に対してはカレー粉・のり・お茶づけのり・つくだにのり・カツオブシ・お茶など食料品が伯国人に対しては富士山・京都等の日本のカレンダー・浮世絵・墨絵・日本人形・相撲の番付表・ポケット電卓等が喜こばれる。
- ブラジル人は約束の時間は１０〜３０分ぐらい遅れるが日本人は時間を守った方が良い。
- チップがわりとして５０円玉、５円玉・キーホルダー・ボールペン・１００円ライター等も良い。
- 時差について

  ブラジルの方が日本よりちょうど１２時間遅れている。

  即ち日本の１２時はブラジルの０時にあたる。
- タクシー

  日本に比べ割安でほとんどがブラジル製カブト虫（フォルクスワーゲン）の小型車で定員は２〜３人である。朝、夕のラッシュ時、昼食時及び雨の日などはなかなかつかまらない。又、人数が多い場合や夜間２２時以後及び祝祭日などは約３０％位の割増料金制度となっている。
- バス

  ブラジルではバスのことをオーニブスと云い各主要都市へ設備の整った長距離バスの路線が良く発達していて価格は日本に比べ非常に安い。市内バスはわかりにくいのが欠点であり、清潔にも問題があるようである。

○ ホテル

100〜200室前後のホテルが多く料金は朝食込みになっている場合が多い。朝食にはパン・チーズ・バター・コーヒー・ハム・ミルクの他、果物類（バナナ・スイカ・パパイヤ・パイナップル・リンゴ・メロン）かバイキングシステムになって出されてくる。

一般にバスには浴槽がなくシャワーだけのものが多く、バス・トイレを一室にしているものが多い。

尚チップは1万円以内のホテルならベッドメーキング用としては10〜20Cr（100円〜200円）程度で良い。

○ 水とコーヒー

水道の水は硬水で伯国人はそのまま飲用しているが日本人にはそのまま飲めない。水道水を沸かして冷やして飲料水とするか、ビン入りのガスぬき水を飲料水とする。注意しないとガス入りのソーダ水のような水が出てくることがある。

又、コーヒーは本場だけあってちょっとするとすぐミニコーヒー（カフェジーニョ）が出てくる。このコーヒーにはたっぷりの砂糖と濃いコーヒーが入っているので胃の弱い方は注意することが大切である。ただ、カフェインは一般に少いようである。

○ ヒッピー市

日曜日には広場でヒッピー市が開かれ革製品、織物、絵画、粗雑な宝石の加工品、インディオの民芸品等が露店に並べられている。おみやげにも面白いものが沢山ある。

野　菜	価格(Cr)		価格(Cr)	生　物	価格(Cr)
白　菜		じゃがいも		生うどん	
大　根　（小1本）	8	漬　物		生中華	
きうり　（9本　1kg）	30	大　根　たくわん漬4ケ入	25	春巻の皮	
な　す		みりん〃		ギョウザ皮	
ごぼう		柏　〃		シューマイ皮	
かぼちゃ		み　そ〃		かまぼこ（白上、赤並）	
里　芋		かぶ　（塩漬、朝鮮漬）		焼かまぼこ	
山　芋		きうり　（朝鮮漬、みそ漬）		竹　輪	
ネ　ギ　（2～3本）	25	うり　（みそ漬、粕漬）		なると	
に　ら		なす　（みそ漬、粕漬）		ごぼう巻	
もやし		白菜　（あさ漬、朝鮮漬）		揚げボール	
ほうれん草		はりはり漬		納　豆	10
春　菊		福神漬			
わらび		らっきょう漬（400g）	45	乾　物	
竹の子		紅しょうが漬	25	ごま（白、黒）	
みようが		梅ぼし		きな粉	
しようが		花梅漬（ブラジル梅干）		純片栗粉	
かんぴよう	18			寒天	
切干大根				春雨　（並細）	
干ししいたけ				ビーフン（200g、500g）	
干しれんこん				白　麩	
セロリー　1本	20			粉寒天（濃縮）	

穀類	定価(Cr)
お餅	
お米	
ブルーローザ	
カテテ（日本米）10kg	200
銀米	
玄米	
餅米（1kg）	40
大豆（小袋1kg）	15
あずき	60
グリンピース	
ぬか	
そばがら	
豆腐他	
とうふ	20
米麦豆腐	
あげ	
厚あげ	
いなり用あげ	
こんにゃく	
糸こんにゃく	
こんにゃく粉	

麺類	価格(Cr)
干うどん NO3 太	25
〃 NO4 細	
そば 1kg	25
焼そば	
冷むぎ 1kg 24	24
そうめん 袋小	
〃 箱大	
ラーメン（インスタント）	6
マカメン	
茶他	
緑茶	
番茶	18
むぎ茶	
玄米茶	20
紅茶	
昆布茶	
のり茶	
朝鮮人参粉 ジンセン	

魚海産物	価格(Cr)
まぐろ味噌漬	
塩鱒	
塩いわし	
目ざし	
みりん干	
たらこ	
干えび（小袋）	28
塩から（いか、ほら、たらこ）	
海苔	
青のり（10枚入）	100
のり佃煮（のり一番）	50
昆布	
とろろ	
若芽（末広・鳴戸）	60
ひじき（末広・伊勢）	
ふりかけ（のり茶・たら茶 たらこ・かつおみりん）	
味ばっぱ（ごま塩）	
スルメ（小1枚）	60

調味香辛料	価格(Cr)
わさび	35
辛子	
さんしょ	
七味唐辛子（SB、カネ丸）	
カレー粉	
インディアンカレー	
サンカレー	
ハウス印度カレー	
バーモンド	
味の素 1kg	160
ハイミー	
本だし（鰹、味の素）	
だしの素	
花かつを 小袋	30
だし粉	
いりこ	
即席だし	
みりん	110

味噌・正油他	価格(Cr)
味噌（丸一、丸山、ヤマキ、丸コ、東山、さくら）1kg	30〜50
正油（各種）1ℓ キッコーマン	150
ソース（ウスター、トンカツ）	
SBスパイツソース	
カゴメ中濃ソース	
ごま油（上海）	
ミツカン酢	25
酢酸	
酒他	
日本酒（各種）	
ウイスキー（サントリーオールド）	420
（〃 クラウン）	
セルベージャ（アンタルチカ）	
クワラナ（アンタルチカ）	
ソーダレモナード（アンタルチカ）	
アグアトニカ（アンタルチカ）	
アグアミネラル（ペトロポリス）	

菓子	価格(Cr)
ようかん	
大福	
うぐいす餅	
蒸まんじゅう（栗、蒸し）	
あんぱん	
バームクーヘン	
米おこし	
せんべい（ゴマ、巻、ピーナツ、エビ）	
おかき	
ピーナツ	
飴（ごま、ハッカ、ニッケ、いちご等）	

雑　　品	価　格 (Cr)	美容健康食品	価　格 (Cr)	CHA ARTEMISIA 他
ゴキブリゾロゾロ　箱５０入		マクロビオチコ		
蚊取線香　金鳥３０缶		黒砂糖　1kg		
線　香　（各種）		純海塩　500g		
もぐさ		そば粉　1kg		
やかん　（各種）		穀粉		
魚焼網		玄米粉		
正油差し		玄米		
おろし金		小麦		
すりばち　（大、小）		小麦粉胚芽入り		
お　碗（プラスチック）	12	小麦胚芽		
井		大麦		
たわし（柄付、柄ナシ）		ビール酵母菌		
ご飯杓子	15	とうもろこし粉		
割り箸		大豆粉		
ヤシの木箸		大豆		
おにぎり作り器		あずき		
ヤカン　（小）	200	グリンピース		
ふかしナベ	460	薬草茶各種		
ナ　ベ	380	CHA ERVA DOCE		
茶　碗（御飯）	70	〃 BOLDE DE CHILE		
どんぶり	220	〃 GARQUE SANFER		
		〃 RAIZ DENTE LEÃO		

付 属 資 料

付属資料 1.

実施確約書原文（ポルトガル語）

TERMO DE RESPONSABILIDADE

29 de março de 1979

Através do presente documento, o SENAI - Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial - Departamento Regional de Minas Gerais, por seu representante legal abaixo assinado, compromete-se a cumprir os ítens a seguir discriminados, relativamente ao Termo de Cooperação (RD) firmado em 29.03.79.

I - Relativamente a edificaçoes necessárias à instalação do Centro

1. Que o imóvel a ser utilizado para instalação localiza-se no Centro de Formação Profissional Sérgio de Freitas Pacheco, à Rua São Jerônimo, 1717 - Horto Florestal - Belo Horizonte;

2. que utilizar-se-á as instalações atualmente ocupadas pelo CETIG - Centro Tecnológico de Artes Gráficas, acrescidas de construções complementares de mais ou menos 2.500 m^2, somando a área total de mais ou menos 4.000 m^2, sendo que os recursos orçamentários e financeiros necessários para tal , já se acham devidamente incluídos no OP/79;

3. que as construções complementares ficarão concluídas até o final do exercício de 1979, ficando disponível a área total necessária à instalação do Centro.

II - Dos alunos do Centro

1. Que a seleção obedecerá a critérios rígidos, no tocante à escolaridade mínima de 2º Grau, bem como obtenção de notas mínimas consideradas para ingresso no Centro;

2. que o estágio na empresa será acompanhado através de relatórios trimestrais que deverão ser analisados para avaliação dos conteúdos ministrados e aplicação dos mesmos no trabalho na empresa.

III - Relativamente a equipamentos

1. que os equipamentos complementares necessários à instalação do Centro, não fornecidos pelo Governo Japonês, sê-lo-ão pelo SENAI - Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial, obedecidas as necessárias especificações técnicas, sendo que os recursos orçamentários e financeiros já se acham incluídos no OP/79;

2. que os equipamentos complementares necessários à instalação do Centro, serão fornecidos pelo SENAI, em quantidade e prazo solicitados pelos especialistas japoneses encarregados da implementação do projeto de instalação do Centro;

3. que os principais equipamentos complementares a serem fornecidos pelo SENAI são:

PONTE DE KAUL ROUSH
PONTE DE WHEASTSTONE
OUTRAS
AMPERÍMETRO
GALVANÔMETRO
WATTÍMETRO
VOLTÍMETRO
FREQUENCÍMETRO
RESISTORES
MOTOR DE C.C.
GERADOR DE C.A.
MOTOR DE INDUÇÃO
TRANSFORMADOR
LUXÍMETRO
MÁQUINA DE SOLDA ELÉTRICA
PARA-RAIOS
AQUECEDOR
BOX

IV - Treinamento de pessoal no Japão

1. A seleção do pessoal-bolsista a ser enviado ao Japão para ser treinado, obedecerá aos seguintes critérios:

1.1 os bolsistas deverão ser funcionários do SENAI, o que concorrerá para permanência dos mesmos no Centro novo, após seu regresso ao País;

1.2 os bolsistas devem ser engenheiros e técnicos, que possuam conhecimentos e experiência na atuação em formação profissional, que lhes propicie auferir bons resultados do treinamento a ser ministrado no Japão;

1.3 os bolsistas deverão possuir bom domínio da língua inglesa, pois o treinamento será desenvolvido neste idioma.

V - Relativamente à assistência a ser prestada aos especialistas japoneses durante sua permanência no Brasil

1. que serão oferecidos cursos de português aos especialistas, o que facilitará o convívio social e profissional com os brasileiros;

2. que serão alugadas e oferecidas residências para utilização pelos es

pecialistas japoneses, observando-se:

2.1 que sejam adequadas em termos de área às características do grupo familiar dos especialistas (para casal com dois filhos - apartamento com três quartos e demais dependências);

2.2 que sejam devidamente mobiliados, preferencialmente, que também possuam aparelhos telefônicos e sejam próximos da Escola Japonesa;

2.3 que ofereçam condições de segurança aos especialistas e familiares dos mesmos;

3. que serão colocados à disposição dos especialistas os recursos médicos existentes no SENAI, bem como será contratado para os mesmos e familiares serviço médico especial;

4. que será fornecido transporte da residência ao trabalho e vice-versa e, ainda, para outras localidades dentro do País quando em missão oficial.

VI - Da organização do Centro

1. Organograma do Centro

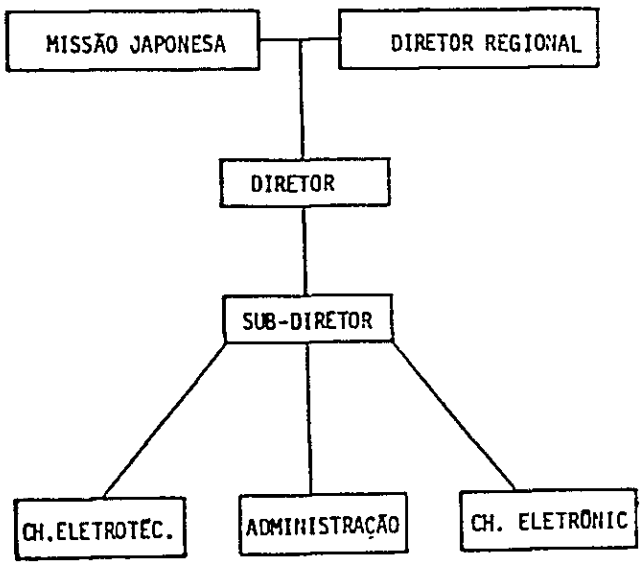

2. Que o pessoal que ficará à disposição do Centro é o referido no termo de cooperação.

Ao Dr. Kimihiko Sato
Chefe da Missão Japonesa
de Implementação

Dr. Afonso Greco
Diretor Regional do
SENAI in Minas Gerais

付属資料2

実　施　確　約　書　（仮訳）

この文書は、SENAIのミナス・ジェライス地方局が下に署名する正当な代表人をもって、下記に掲げる項目を、1979年3月29日付R／Dに関し、履行することを約束するものである。

記

I　センター設立に必要な施設の建設

1. センターに供される不動産は、CFP／SFP内（所在地　1717－Horto Florestal－Belo Horizorte）とする。

2. 現在、印刷科が使用している施設に、約2,500m²を加え、総面積約4,000m²とする。この建設に要する費用は、1979年会計年度予算にしかるべく措置されている。

3. 新たに建設される建物は、1979年末までに完成させ、センターの施設として提供される。

II　訓　練　生

1. 訓練生の選考は、厳格な基準によるものとし、2°－grau（セカンド・レベル）の修了者であり、センターに入校するための最低得点以上の成績をあげたものを選考する。

2. In-plant-trainingについては、当該企業から3カ月ごとに報告を提出せしめ、エヴァリュエーションを行なう。

III　機　　材

1. 日本国政府によって供与されない機材については、必要とされる仕様に従い、SENAIが購入する。この機材購入に必要な費用は、1979年会計年度予算においてしかるべく措置されている。

2. SENAIが購入する機材の量及び時期については、日本人専門家の要請に基づき決定する。

3　SENAIが提供する主な機材は、次の通りである。

コーラウシュブリッジ、ホイーストンブリッジ、電流計、検流計、電力計、電圧計、周波数計、抵抗器、直流電動機、交流発電機、誘導電動機、変圧器、照度計、電気溶接器、避雷器、電熱器、その他。

IV　ブラジル人スタッフの日本での研修

1. 派遣スタッフの選考は、次の基準により行なう。

1－1　留学生は、SENAIの職員とする。このことは、帰国後、センターに配置されることを意味する。

1－2　留学生は、エンジニア又は、テクニシャンであり、日本での研修成果が十分に期待できるためにも、職業訓練の分野での経験を有するものとする。

1－3　研修は、英語で行なわれるので、留学生は、英語を駆使できるものとする。

V　日本人専門家への便宜供与

1. ブラジル人との社会的・職業的交流を容易ならしめるため、ポルトガル語のコースを提供する。

2. 次の条件を満たす家屋を借上げて提供する。

2－1　日本人専門家及び家族の人数に見合う適当な家屋（夫婦と子供2人の場合、3寝室及び付帯施設付）。

2－2　家具付きでありできれば電話を有すること及び日本人補修校に近いこと。

2－3　安全な条件にあること。

3　日本人専門家及び家族は、SENAIの医療施設を利用することができる。また特別医療保険に加入するものとする。

4. 通勤の往復のための通勤車及び国内公用旅費を提供する。

Ⅵ　組　織　図

1. 組　織　図

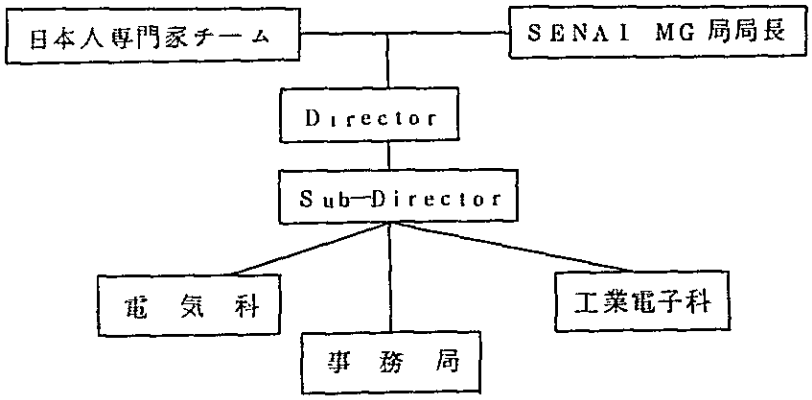

付属資料3

SENAIミナス・ジェライス州地方局予算実行計画書

（79会計年度）

ここにあげるのは、本プロジェクトの伯側実施機関であるSENAIミナス・ジェライス地方局の予算実行計画書の一部である。

伯側は、付属資料1　伯側実施確約書の中で、日本側の提出する設計図に基づき、センター建物を増設することを確約しており、その予算面での裏付けとして、SENAI側より提出及び説明を受けたのが、本予算書である。

まず表Ⅰは、同地方局の全予算額が、2億9000万クルゼイロ（約29億円）（※ア）であり、そのうち工事、建設、耐久機材の購入、不動産の購入を合計した資本投資額は、1億クルゼイロ（約10億円）である（※イ）ということを示している。

次に、上述した資本投資の内訳を示すのが表Ⅱ（1～2）であり、ここでは、それぞれ、工事及び建設（※ウ）、耐久機材の購入（※エ）、不動産の購入（※オ）を、プロジェクトレベル、或いは、包括的に事業レベルにおいて示している。

表Ⅱ中、下線を付した部分が、日本との技術協力プロジェクトにおける建物の増設費であるが、これは、額としては、300万クルゼイロ（約3000万円）と比較的小額であったため、伯側に説明を求めたところ、過去（53年に渡伯した技術協力専門家チームとの協議の結果）建物面積を大幅に拡大した経緯があり、予算措置が追いつかなかったもので、これについては、予備費として計上してある650万クルゼイロ（約6500万円）（※カ）から必要分を充てたいとのことであった。

表 1

5600 - MINISTÉRIO DO TRABALHO - ENTIDADES SUPERVISIONADAS
5700 - SERVIÇO NACIONAL DE APRENDIZAGEM INDUSTRIAL - SENAI
Departamento Regional de Minas Gerais

Exercício de 1979
Cr$ 1.000

NATUREZA DA DESPESA （支出の内訳け）

Anexo III

CÓDIGO	ESPECIFICAÇÃO	SUBELEMENTO	ELEMENTO	CAT. ECONÔMICA
3.0.0.0	DESPESAS CORRENTES			190.000
3.1.0.0	DESPESAS DE CUSTEIO			199.710
3.1.1.0	PESSOAL		142.450	
3.1.1.1	Pessoal Civil	117.740		
3.1.1.3	Obrigações Patronais	24.710		
3.1.2.0	MATERIAL DE CONSUMO		16.881	
3.1.3.0	SERVIÇOS DE TERCEIROS E ENCARGOS		39.879	
3.1.3.1	Remuneração de Serviços Pessoais	5.130		
3.1.3.2	Outros Serviços e Encargos	20.751		
3.2.0.0	TRANSFERÊNCIAS CORRENTES			791
3.2.3.0	TRANSFERÊNCIAS A INSTITUIÇÕES PRIVADAS		791	
3.2.3.1	Subvenções Sociais	791		
4.0.0.0	DESPESAS DE CAPITAL			100.000
4.1.0.0	INVESTIMENTOS			85.000
4.1.1.0	OBRAS E INSTALAÇÕES		72.000	
4.1.2.0	EQUIPAMENTOS E MATERIAL PERMANENTE		13.000	
4.2.0.0	INVERSÕES FINANCEIRAS			15.000
4.2.1.0	AQUISIÇÃO DE IMÓVEIS		15.000	

PESSOAL E ENCARGOS SOCIAIS	OUTRAS DESPESAS CORRENTES	TOTAL DAS DESPESAS CORRENTES	INVESTIMENTOS	INVERSÕES FINANCEIRAS	TOTAL DAS DESPESAS DE CAPITAL	TOTAL GERAL
142.450	47.550	190.000	85.000	15.000	100.000 (※イ)	290.000 (※ア)

表Ⅱ－1

DR - MINAS GERAIS

Exercício de 1979

ORÇAMENTO PROGRAMA

- DETALHAMENTO DAS DESPESAS DE CAPITAL -

（資本投資の内訳け）

OBRAS E INSTALAÇÕES（※ウ）

	Cr$
- A Nível de Projetos	
. Uberlândia	
Dotação para complementação das obras de construção do Centro, iniciada em 1978.....	1.000.000,00
. Centro Industrial de Contagem	
Previsão para complementação da dotação feita em 1978 para a construção do Centro.....	14.000.000,00
. CFP/ Afonso Greco	
Construção de um ginásio coberto no CFP.....	2.500.000,00
. CFP/Américo Rennê Giannetti	
Reformas e recuperação do auditório.....	3.000.000,00
Projeto construção civil - Construção de um Centro de Treinamento de Construção Civil.....	5.000.000,00
. CFP/Euvaldo Lodi	
Melhoria de condições térmicas da oficina e construção de um Centro de Treinamento.....	5.000.000,00
. CFP/ Paulo de Tarso	
. Para ampliação das Oficinas e salas de aulas.....	2.000.000,00
. CFP/Sérgio de Freitas Pacheco	
※. Projeto Japão - Construção de prédio para instalação das Oficinas de Eletrônica e Eletrotécnica a serem doados pelo Governo Japonês.....	3.000.000,00
. Construção de novos CFP's, para atendimento de novas áreas industriais do Estado:	
- Montes Claros.....	5.000.000,00
- Ipatinga.....	5.000.000,00
- Pedro Leopoldo.....	5.000.000,00
- Sete Lagoas.....	5.000.000,00
- Poços de Caldas.....	5.000.000,00
- Centro das Unidades Móveis.....	5.000.000,00
Subtotal.....	65.500.000,00
- A Nível de Atividades	
. Valor dotado para atender a manutenção e conservação dos outros CFP's cujo montante não justifica detalhamento a nível de projetos.....	6.500.000,00(※カ)
Total das Obras.....	72.000.000,00

表Ⅱ－2

EQUIPAMENTOS E MATERIAL PERMANENTE (※エ)

	Cr$
- A Nível de Projetos:	
. CFP/Santa Luzia	
Complementação da dotação de 1978 para equipamento do CFP.....	1.000.000,00
. Ipatinga	
Equipamento para montagem do Centro.....	4.000.000,00
. Sete Lagoas	
Aquisição dos equipamentos para a instalação do CFP.	2.000.000,00
Subtotal.....	7.000.000,00
- A Nível de Atividade:	
. Administração	
Previsão para aquisição de móveis, máquinas e veículo para atendimento a Administração em virtude da expansão da área de operação.....	6.000.000,00
Total de Equipamentos.....	13.000.000,00

AQUISIÇÃO DE IMÓVEIS (※オ)

- A Nível de Projetos:	
. CFP/Sérgio de Freitas Pacheco	
Dotação inicial para prosseguimento dos entendimentos com a FEBEM para aquisição dos terrenos onde se acha instalado o CFP.....	5.000.000,00
. CFP/Paulo de Tarso	
Previsão de aquisição do imóvel onde funciona o CFP, pertencente à Fundação PT.....	4.000.000,00
. Almoxarifado Central	
Aquisição de imóvel para construção de novo almoxarifado	5.000.000,00
. Casa à Rua Itapecerica	
Aquisição do imóvel contíguo à garagem.....	1.000.000,00
Total.....	15.000.000,00
Total das Despesas de Capital.....	100.000.000,00

付属資料4

ブラジルにおける職業訓練

まえがき

ブラジルは民主国家で1822年9月7日に独立宣言を行なった。面積は、8,512,000Km² で世界第五位の広さであり、人口は1970年の調査では9500万人となっている。南アメリカに属し、東側は大西洋に面している。22の州と4つの連邦直轄によりなっている。首都はブラジリアで中西部にあり、計画的に作られた都市で、1960年4月21日に正式に首都となった。

ブラジルは熱帯気候で国の北側国境を赤道が通っている。人口密度12.9人／Km²のブラジルは1500年にポルトガル人により発見され、植民地化された。

エスニックフォメーションはインディオ、白人、黒人等の混合である。しかしながら、人種差別はない。人種の混合は、ドイツ人（南部）、イタリア人、スペイン人、スロバキア人、日本人（東部）、シリア人（中西部）のような移民によって促進されてきた。日本人は1908年に入植した。ブラジルの宗教はカソリックである。

目下、ブラジル政府にとって最も重要な目標の一つに、人的資源の育成がある。科学技術の進歩、人口の増加などによりブラジル人口は1980年には1億1000万人以上と推定され、労働力人口は4000万人と推定されている。読み書きができる人は約80％位になり（現在は約50％とみられている。）8年の学校教育終了者は72％になるものと思われる。従って雇用率は年35％づつアップさせていくことが必要である。第2次国家発展計画では、発展過程に見合った労働力の効果的な参入を行ない、生活と福祉の水準のアップを伴なった人口の維持を目標にしている。1971年にブラジル政府は、一般の学校教育のほかに各種の教育について多くの重要な決定を行なった。職業教育にとっても重要なことが1974年以来発生していて、今日では労働省に関係する職業訓練の機関、経済の三部門における独立機関などの設立がある。

ブラジルには2つの職業教育関係機関がある。

ⓐ 国家教育システム（教育省主管）

長期教育を実施。技術教育、中高レベル訓練、一般教育を行う。

ⓑ 国家職業訓練システム（労働省主管）

学生に職業の準備となる短期職業訓練を実施。

（図―1）

図－1


RORAIMA
(Territory)
AMAPÁ
(Territory)
FERNANDO DE
NORONHA
(Territory)
RIO
GRANDE
DO NORTE
CEARÁ
MARANHÃO
PARÁ
AMAZONAS
PARAÍBA
PIAUÍ
PERNAMBUCO
ALAGOAS
SERGIPE
ACRE
RONDÔNIA
(Territory)
GOIÁS
BAHIA
MATO GROSSO
BRASÍLIA
MINAS
GERAIS
ESPIRITO
SANTO
SÃO PAULO
RIO
DE JANEIRO
PARANÁ
SANTA CATARINA
RIO
GRANDE
DO SUL

国家職業訓練システム

SENAI及びSENACと労働省との連携、短期集中訓練の統合、SENARの創設、民間企業の活動及びその職業訓練プログラムの手段などが法律第6297号によって促進された。

これらの活動は、経済発展、技術革新に応じた必要な労働力の職業訓練計画をお互に調整しながら進められている。

1976年4月1日にブラジル政府は、人的資源における国家政策としての基準とガイドラインを作成する国家職業訓練システムを創った。これは、学校教育と調和をとりつつ、経済社会開発を目指している。

又、国家職業訓練システムのもう一つの役割は労働市場のニーズに合っていない職業訓練プログラムが増えたり、競合したり、するのをさけるため、各種機関の調整、技術・財政援助を行うことである。国家職業訓練システムの中央機関は連邦マスパワー会議である。

（連邦マンパワー会議）

1976年10月20日にスタートした。

目的：ⓐ 国家職業訓練政策に関するルールの提案を行うこと。

ⓑ 労働者に新たな資格取得機会を通じてマンパワーの職業的、社会的、文化的な面の発展を促す提案を行うこと。

ⓒ 国家職業訓練システムに属する国中の職業訓練機関の活動を促進させること。

ⓓ 職業訓練の分野における政府の計画に意見をのべること。

ⓔ 企業の職業訓練プログラムの分析と認定を行うこと。

ⓕ 職業訓練を実施する企業に対する各種の指導を行うこと。

ⓖ 上記企業の登録証明書の発行を行うこと。

連邦マンパワー会議の構成

議　長一労働力局長（労働省）	
企画庁	1人
教育省	1人
大蔵省	1人
使用者代表	1人
労働者代表	1人
SENAI（総裁）	1人
SENAC（〃）	1人
SENAR（〃）	1人
職業訓練専門家	3人

労働省は毎年100万人以上の雇用確保政策を打ち出さなければならない。（これは、1960

年～1973年の経済活動により増加したとされる22,200,000人により決められた数である。）この4年間職業訓練は体系的にも整備され飛躍的に発展してきている。即ち1975年には1,275,737人の労働者が訓練をうけていたのか1978年には3,621,115人の労働者が訓練をうけたのである。

（図－2）

国家職業訓練システム

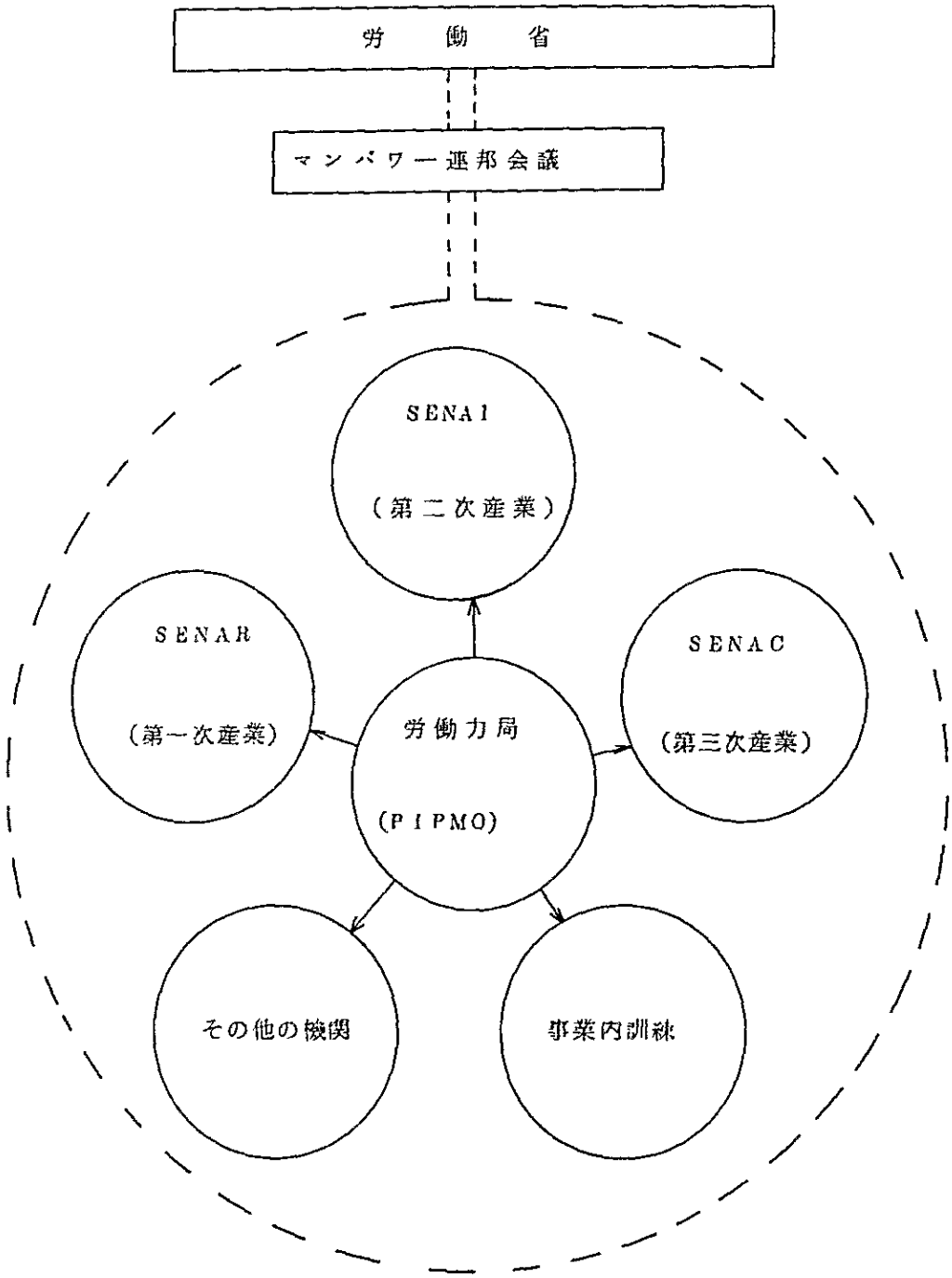

労働力局

労働省に1974年7月に労働力局が創設された。その目時は職業訓練計画の実行を改善したり、職業訓練活動を指導したり監督、調整、分析、研修することである。

労働力局は熟練工訓練の調整、特別プロジェクト、職業訓練計画、OJTを通じて職業訓練計画を調整したり、手段を考えたりする。

研究及び分析のやり方は、調査、職業情報、職業指導、教育方法、評価、追跡調査等によって労働力局により改善されていく。例えば、労働力局は第三次産業における訓練ニーズに見合う労働力の需給を調査するといったことなどである。最近も22州で69の調査を実施したところである。また、婦人の労働力の活用のための調査費が1978年には200万$がSENAI、SENAC、労働省との間で決められた。

職業情報とか職業指導は、例えば各州におけるセミナー、職業情報機関、職業指導機関を通じてまた、各市における職業情報、職業宣伝とか職業情報に対する国家職業指針といった種々の活動に基づいて行なわれる。

教育方法（指導方法）も医療（医者を除く）、農業、事務関係の分野ではハンドブックの印刷も始められた。また、労働省、SENAI、SENAC、SENAR、CENAFOR（教育省の関係機関）の間での教育方法に関する情報バンクも作られた。職業訓練の評価と追跡調査によって国家職業訓練システムの評価がなされる訳だが、既にこの分野でも、企業内訓練の調査及びそのコースの能力等の調査を終えている。

労働力局より次の特別プロジェクトも実施されつつある。

ⓐ 軍隊向プロジェクト（若者に対し除隊する際に訓練を行う。）
（空軍　2500人　海軍　2000人　陸軍　9500人）

ⓑ アマゾン地区プロジェクト

ⓒ イタイププロジェクト（パラグアイ、アルゼンチンとの共同による水力発電に関する労働者の訓練）

ⓓ 中小零細企業向訓練（企画庁との協定による）

ⓔ 都市建設労働者の訓練プロジェクト（50000人、1976年～1977年 の実績）

ⓕ ホテル従業員の訓練プロジェクト（17000人、1976～1977年実績）

ⓖ 国家総合職業訓練システムに含まれる機関に対する財政援助

ブラジルには、経済の三部門に対応してSENAI、SENAC SENARという3つの主要訓練機関がある。

SENAI

SENAI（工業部門の国家訓練サービス機関）は、第二次産業担当で1942年にスタートした。

現在３０１の職業訓練センターを有している。ＳＥＮＡＩはブラジルの工業関係企業の出資による民間機関であるが、政府の法令により規定されている。

（１９４２年１月22日法令第４０４８号）

ＳＥＮＡＩの主目的

① 独自の学校ないし職業訓練センター、また企業との共同センターによる熟練労働者の養成

② 在職中の者ないし、求職者のための成人訓練の展開

③ 特別コースの設定及び産業のニーズに伴う技術的調査の実施

④ ＳＥＮＡＩの技術スタッフ、教授、技術者に対する奨学金制度

1. ＳＥＮＡＩの組織

ＳＥＮＡＩは全国工業審議会、各州の地方工業審議会により指導をうけている。

ＳＥＮＡＩには２２の地方局がある。

地方工業審議会の構成は次のとおりである。

議長（工業審議会々長）	１人
教育省の代表	１人
労働省の代表	１人
工業審議会々員	３～５人
ＳＥＮＡＩの地方局長	１人

ＳＥＮＡＩの地方局は訓練実施機関であり、ＳＥＮＡＩ本部は全国ＳＥＮＡＩ連絡会議により運営が行なわれている。

全国ＳＥＮＡＩ連絡会議の構成は次のとおりである。

議長（全国工業審議会の代表）	１人
教育省の代表	１人
労働省の代表	１人
会員代表	２１人
ＳＥＮＡＩ本部の代表（ＳＥＮＡＩ総裁）	１人

ＳＥＮＡＩの地方組織は以下のとおりである。

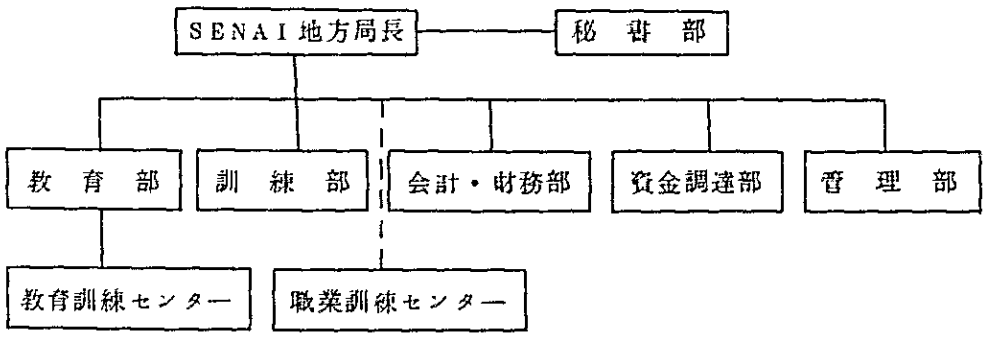

2. 訓練の概要

(a) 訓練生

14～18 才の若年労働者に対し、系統的組織的訓練を実施し、訓練生に対して同国最低賃金の半額が支払われる。

(b) 職業訓練

雇用主は、若年労働者（14～18才)に対してSENAIの施設もしくは企業内訓練施設で、職業訓練を実施しなければならない。

(c) 職業訓練志願者に対して

SENAIで行われる各企業からの委託訓練の他にまだ職に就いていない他の若年層に対しても、入校試験の結果等を考慮して職業訓練を実施しなければならない。

いずれも14才以上で初等教育（日本の中卒程度）を修了した者であること。

(d) 成人訓練（技術向上訓練も含む）

このような訓練も各企業内訓練施設又はSENAIの施設で適宜実施される。

(e) 技術コース（米国の技術短期大学に相当）

中堅クラスの技術者を育成するため3～4年の訓練を実施する。志願者は、8年の初等教育を修了した者で入学試験に合格した者に限る。

SENAIが現在関係しているコースは次のとおりである。

繊維センター	2（リオとサンパウロ）
セラミックセンター	1（サンパウロ）
印刷センター	1（　〃　）
機械　〃	1（　〃　）
金属　〃	1（　〃　）
皮革加工センター	1（リオグランデ）

更に、各企業との提携の下で、SENAIに関係する施設には次のようなものがある。

機械・電気・金属コース	1（リオ州）
金属コース	3（ミナス・ゼラス州）
機械・金属コース	1（サンタ・カタリーナ）
航空機整備及びパイロット養成コース	1（リオ・グランデ）

(f) 半熟練工に対する短期間養成コース

8年間の初等教育を修了した者が、工業関係企業に就職する場合の短期コースである。

(g) 職長訓練

職長及び中堅幹部を再訓練するためのもので6～12ヶ月間の訓練期間である。いずれもSENAIの学校又は特別な訓練センターで行う。

(h) 監督者訓練

監督者用訓練センターもしくは他の機関及び海外で行う。

(i) 教師及び指導員訓練センター

SENAIの先生を再教育するためのもので、"技術教育センター"と呼ぶ特別訓練センターで、SENAI、行政府、その他の権威者によって指導が行なわれる。

3 財政援助

全ブラジル工業関係会社は、SENAIの運営費として毎月従業員給料の1%を納めなければならない。(法令No.4.048 1942年1月22日)

これを一般納付といい、更に500人以上の従業員を有する企業は、毎月0.2%を追加し、納めなければならない。(これを追加納付と呼ぶ)

一般納付金は、ブラジル社会保険組織によって集められ、SENAIはそのコミッション料として集金額の1%を支払い資金の総額はSENAIの本部に収められ毎月の収納額は以下のように分配される。

85%……収納された各州に戻される

5%……SENAI本部の推持運営費

4%……収納額の少ない州に対し追加援助する費用

4%……北部及び北東部地方における職業訓練活動資金(例えば移動用訓練施設用)

2%……全国工業審議会の維持運営資金

こゝに1971年の納付額を示すと、

一般納付額　3,123万US$

追加納付額　321万US$

資金の活用

85%の一般納付資金は各地方局SENAIの職業訓練センター及びSENAI地方局の管理運営活動資金として活用される。

追加納付額の全ては、SENAI本部が以下の目的に活用する。

- SENAIの技術センター及び特別訓練センターを援助
- 工業分野に従事する技術者が特別訓練課程(国内及び国外)を受ける場合の援助
- 職業訓練教材の作成費用
- SENAI技術学校の生徒に対する奨学資金

1977年のSENAIの卒業生は561,000人であった。

また、SENAIには9200人の職員スタッフが働いており、現在SENAIには301の職員訓練センター(14の技術学校も含む)がある。SENAIは1974年5月1日に労働省に関係する団体となった。

SENAC

SENAI同様SENAC（商業部門の国家訓練サービス機関）は第三次産業担当で1946年にスタートした。

現在114の職業訓練センター（移動訓練も含む）を有している。

SENACはブラジルの商業関係企業の出資による民間機関であるが政府の法令により規定されている団体である。（1946年1月10日法令第8621号）

SENACの主目的

① 労働市場のニーズに応じた商業、サービスのための人的資源の開発

② 活動の基礎となる調査研究の実施

③ 在職者及び求職者に対する職業訓練コースの開発、実施

④ 商業関係企業のマネージャー、使用者、経営者のための訓練コースの開発、実施

⑤ 各地方局の教授・専門家に向上訓練を実施すると共に各スタッフの高レベルの維持に努める。

1. SENACの組織

SENAIのようにSENACは全国商業審議会、各州の地方商業審議会により指導をうけている。

地本商業審議の構成

議長（商業審議会々長）	1人
教育省の代表	1人
労働省の代表	1人
労働者の代表	1人
会員代表	3～5人
SENACの地方局長	1人

SENAC地方局は執行機関である。

全国商業審議会はSENAC全国連絡会議を通じてSENAC本部を指導している。

全国連絡会議の構成

議長（商業審議会々長）	1人
教育省の代表	1人
労働省の代表	1人
労働者の代表	1人
会員代表	20人
SENACの代表（SENAC総裁）	1人

SENACには又、監督委員会、財政委員会といった組織もある。

これは

商業関係企業の代表　　2人

政府　　の代表　　3人

により構成されている。

2. 財　政

ブラジルの商業関係企業はSENAC運営費として月額支払給与総額の1%を支払わなければならない。

SENACは移動訓練センター、3つのホテル学校、6つのレストラン学校を含めて114の訓練校を持っている。そして、商業・サービス部門において13種類の科及び100コースの組織を有している。

商業関係では、商品、運営、マネージメントに関するコミュニケーション、事務作業、購入、販売、広報、在庫、梱包積出し、調査、仕分けなどのコースがある。

サービス関係では、応待、旅行、健康、美容（衛生も含む）、建築物の維持保存などのコースがある。

これらのコースは移動訓練及び教育実施企業（ホテル、レストラン、スーパーマーケット、商店、事務所、ガソリンスタンド、美容院）によって種々のやり方で各州で実施されている。

SENACは郵便、ラジオ、テレビなどによる通信教育も行なっている。

SENACは労働市場の調査研究を常に行なっていて外国貿易、証券市場、食料貿易などのような新しいコースを開拓している。

SENACは1974年5月1日に労働省に関係する団体となった。

SENAR

SENAR（農業部門の国家訓練サービス機関）は、農業活動のための労働者の訓練を目的として1976年3月31日に設立された。

1976年までは、農業活動のための労働者の訓練は系統だてて実施されておらず、地方団体、民間企業によって訓練がなされていた。

ブラジルの経済活動人口の約44%は農業分野で生計をたてており、このうちの90%は資格を必要としている。

1970年の全国調査によると約1300万人の労働者は農業活動を発展させる技術について何らの知識も持っていないのである。

そこでSENARがブラジリアに本部を置いた労働省の関係機関として設立された訳である。

SENARはすべての州都に地方事務所をおき、すべての州に代表をおいている。

SENARの目的

ⓐ 職業訓練計画の作成

ⓑ 地方の訓練に合った技法を確立すること。

ⓒ 地方の訓練にあった教材の作成

ⓓ 地方の企業の職業訓練計画作成に当たっての技術的アドバイスをすること。

第一次産業の地方の労働力に直接訓練をすることが不可能であるとか、ブラジルの地方の特性などを考えてSENARが実施することにプライオリティをつけていくと、第一には指導員の訓練であり、第二には、訓練生の大多数が働いているということを考えてそれに合った計画を作るということである。

1977年におけるSENARの養成した訓練生及び指導員は夫々226,000人、2,000人である。

PIPMO

PIPMO（短期、集中的職業訓練プロジェクト）は1963年に教育省に設置されたが、1974年に労働省の指揮下に移った。

PIPMOは関係公共機関を通じて、資金の調達、供給、訓練ニーズの調査、技術指導等を行なっている。

当初PIPMOは工業関係の労働者を専門的にさせると共に新規労働者を訓練することであった。

PIPMOの目的

ⓐ 従業員に対する訓練計画申請企業の増加を図ること、

ⓑ 向上訓練と短期の指導員訓練を行うこと。

ⓒ 工業学校を増やし、SENAIの機器、スタッフ、教材を充実すること

ⓓ 各コースに応じた教材の選別、準備、印刷を行うこと

ⓔ 労働市場の調査・研究を行うこと。

PIPMOは系統だった行動、柔軟性、集中化された組織で1964年から1970年まで第二次産業（化学、鉱山、機械、電気、石油、道路建設、通信、建築等）で360,100人の労働者を供給してきた。

1971年にはPIPMOは第一次産業、第三次産業の分野にも首手した。今日では、労働省に関係づけられていて1977年のPIPMOの訓練労働者は452,000人で1978年も45万人を予定している。この数はSENARの設立により余々に下降してくるものと思われる。

1977年のPIPMOの訓練実績

第一次産業	農　業	64,231人
	牧　畜	8,523人
	漁　業	840人
	手工芸	19,992人
	林　業	540人
	その他	4,231人
	計	98,357人

第二次産業	道路建設	69,691人
	化学・石油化学	2,476人
	鉱山・金属	5,788人
	通　信	1,468人
	機械・電気	56,871人
	その他	23,407人
	計	159,701人

第三次産業	保　健	45,535人
	商事・サービス	100,830人
	ホテル	8,752人
	運　輸	7,286人
	金　融	4,515人
	家内労働	6,694人
	その他	21,032人
	計	194,644人

職業訓練機関等（表－1）

	創設時期	担当分野	センター数	1977年の実績（単位千人）
SENAI	1942年	第二次産業	301	561
SENAC	1946	第三次産業	114	711
SENAR	1976	第一次産業		226
PIPMO	1964	全　産　業		452

職業訓練の実施状況（表－2）

	1975年	1976年	1977年	1978年
PIPMO	473,658人	474,056	452,702	450,000
SENAI	472,527	502,900	561,303	580,000
SENAC	459,552	511,500	711,011	781,115
SENAR	—	—	226,099	310,000
企業内訓練（法律第6297号）	—	452,129	1,497,007	1,500,000
計※	1,275,737	1,790,585	3,256,122	3,621,115

※　計には各々PIPMOとの共同訓練を含めて計上してある。

企業内職業訓練プロジェクトに対する所得税の減額

1975年12月15日ブラジル政府は税金の減免に関する法律第6297号を作った。この法律は企業内労働者の向上訓練、能力開発訓練を目的として、以下の事業を実施する企業に適用される。

ⓐ 熟練工養成コース（企業内センターまたはSENAI及びSENACのセンターで雇用期間中に14～18才の若年者に訓練する）

ⓑ 各種レベルの向上訓練コース（主として企業内で実施される）

ⓒ 各種レベルの特別コース（ⓑと同様）

ⓓ 中ないし高程度の技術コース（3～4年コースで企業内で実施される）

ⓔ 職業訓練センターの運営

ⓕ センターの建設と設備の購入等

この法律による適用状況は次のとおりである。

	1976年	1977年	1978年 7月	計
民間施設	237	301	103	641
企業内訓練計画	581	1,161	803	2,545
訓練生（人）	452,129	1,497,007	1,189,189	3,138,325

Collectoin des Traités (N° 2044)

BASIC AGREEMENT ON TECHNICAL CO-OPERATION BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

Signed at Brasilia, September 22, 1970

Entered into force, July 15, 1971

Mars 1972

Ministère des Affaires Etrangères

条約集（分冊）

（2044）

外務省条約局

昭和四十七年三月編集

技術協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の基本協定

略称―ブラジルとの技術協力基本協定

昭和四十五年（一九七〇年）九月二十二日にブラジリアで

昭和四十六年（一九七一年）七月十五日に効力発生

（出所―交換公文写）

（備考）　略称、署名その他の年月日、目次、欄外の見出し、柱書及び末尾の参考は執務上の便宜に資するため、編集にあたり作成したものである。なお、署名欄は、署名者の氏名を記載したものであつて、署名本書等の原本における署名振りとは必ずしも一致していない。

◎技術協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の基本協定

（略称）ブラジルとの技術協力基本協定

昭和四十五年九月二十二日　ブラジリアで
昭和四十六年七月十五日　効力発生
昭和四十六年八月　四　日　告示
（外務省告示第一四五号）

目　次

技術協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の基本協定

前文

日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、また、両国の経済及び社会発展を促進することがもたらす相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条（技術協力の促進）

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条（特定取極の締結）

両政府は、相互に合意する個別の技術協力計画を実施するため、交換公文その他相互に合意する形式により特定取極を締結する。

第三条（日本国民）

日本国政府は、この協定の目的を達成するため、日本国にお

BASIC AGREEMENT ON TECHNICAL CO-OPERATION BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL

The Government of Japan and the Government of the Federative Republic of Brazil,

Desiring to strengthen further the friendly relations existing between the two countries by the promotion of the technical cooperation and,

Considering mutual benefits derived from promoting the economic and social progress of their respective countries,

Have agreed as follows:

ARTICLE I

The two Governments will endeavour to promote technical co-operation between the two countries.

ARTICLE II

The two Governments will conclude, in the form of exchange of notes or in any other similar form, supplementary agreements to carry out specific technical co-operation programs to be agreed upon between the two Governments.

ARTICLE III

In order to achieve the objectives of this

府のとる措置

ら行われている法令に従い、かつ、第二条の規定に基づき自己の負担で次の措置をとる。

(i) 日本国における技術訓練のための研修手当をブラジル国民に支給すること。

(ii) 日本人の専門家をブラジルに派遣すること。

(iii) 設備、機械及び資材をブラジル連邦共和国政府に供与すること。

(iv) ブラジルの経済及び社会開発計画を調査するため調査団をブラジルに派遣すること。

(v) 相互に合意するその他の形の技術協力を行なうこと。

Agreement, the Government of Japan will, in accordance with laws and regulations in force in Japan and subject to the agreements referred to in Article II, take at its own expense the following measures:

(i) to provide the Brazilian nationals with fellowships for technical training in Japan;

(ii) to dispatch Japanese experts to Brazil;

(iii) to provide the Government of the Federative Republic of Brazil with equipment, machinery and materials;

(iv) to send missions to Brazil to conduct surveys of economic and social development projects of Brazil;

(v) to provide any other form of technical co-operation which may be mutually agreed upon.

第四条

日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の専門家の相互派遣及びこれらの者による技術協力の利用の取り決め

(1) 日本国政府が派遣する専門家は、ブラジル連邦共和国政府が指定する団体を通じ、同政府と緊密に連絡を保つものとし、その任務遂行に必要な同政府の指示に従う。

(2) ブラジル連邦共和国政府は、第三条(1)に規定する日本の技術協力の結果としてブラジル国民が取得した技術及び知識がブラジルの経済及び社会発展に寄与することを確保する。

ARTICLE IV

(1) The experts dispatched by the Government of Japan will maintain close contact with the Government of the Federative Republic of Brazil, through the bodies designated by it, and comply with such instructions from this Government as may be necessary for the performance of their duties.

(2) The Government of the Federative Republic of Brazil will ensure that the techniques and knowledge acquired by Brazilian nationals as a result of the Japanese co-operation as provided for in Article III will contribute to the economic and social development of Brazil.

第五条

ブラジル連邦共和国政府のとる措置

(1) 日本国政府が第三条(i)の規定に従い専門家を派遣する場合には、ブラジル連邦共和国政府は、自己の負担で次の措置をとる。

(i) 専門家の任務遂行に必要な事務所その他の施設を提供し、かつ、その維持費を負担すること。

(ii) 専門家の任務遂行に必要な現地要員（専門家に対応するブラジル人要員を含む。）を提供すること。

(iii) 専門家の次の諸経費を負担すること。

(a) 通勤費

(b) ブラジル内の公用出張費

(c) 公用通信費

(2) ブラジル連邦共和国政府は、同政府が補足協定中に指定する機関を通じ、(1)の専門家及びその家族に対し、次のものを提供する。

(i) 現地の条件及び前記の機関の財政能力を考慮したうえ適当な家具付住宅

(ii) 病気の結果又は現地の環境条件の結果生ずる事故又は疾病に対する無料の医療設備

ARTICLE V

(1) In case the Government of Japan dispatches experts under the provision of Article III (ii), the Government of the Federative Republic of Brazil will take at its own expense, the following measures:

(i) to provide offices and other facilities required for the performance of the duties of the experts and to bear the expenses for the maintenance thereof;

(ii) to provide the local staff (including the Brazilian counterparts to the experts) necessary for the performance of the duties of the experts; and

(iii) to bear;

(a) expenses for daily transport to and from their place of work,

(b) expenses for their official travels in Brazil, and

(c) expenses for their official correspondence.

(2) The Government of the Federative Republic of Brazil, through the bodies designated by it in the supplementary agreements, will grant the experts referred to in (1) above and their families:

(i) appropriate furnished accommodation taking into account local conditions and financial possibilities of the aforementioned bodies;

(ii) free medical service and facilities in case of accident or illness resulting from the work or from the conditions of the local environment.

専門家の関税その他の賦課金等の免除

第六条

(1) 日本国政府がこの協定の補足取極に従いブラジルに派遣する専門家は、その到着後六箇月の間に行なう次のものの輸入に関し、輸入許可、為替証明、通関手続及び関税その他諸料金を免除される。ただし、特定の役務の提供の対価である料金は、この限りでない。

(i) 専門家及びその家族の携帯荷物

(ii) 専門家及びその家族用としてブラジルに持ち込まれる身回品、家財及び消費財で、ブラジルの現行の法令によつて認められるもの

(iii) 専門家用として専門家又はその配偶者名義で輸入される自動車一台（ただし、専門家がブラジルに一年以上滞在する場合に限る。）。自動車の輸入許可は、日本国大使館の事前の申請があり次いでブラジル外務省により発給される。自動車一台を輸入する前記の権利は、ブラジルで生産された自動車一台をブラジルにおいて施行されている法令に従つて与えられる特別の条件の下で購入する権利と代えることができる。ブラジルに輸入された自動車は、ブラジルにおいて施行されている法令に従つて売却又は譲渡することができる。

ARTICLE VI

(1) The experts assigned by the Government of Japan to Brazil in accordance with the supplementary agreements pursuant to this Agreement will be exempted from import license, certificate of foreign exchange coverage, consular fees, customs duties and similar tariffs and duties, excluding those charges which represent payment for specific services rendered, in respect of the importation, during six months after their arrival, of:

(i) Their and their families' baggage;

(ii) Personal and household goods and consumer goods brought into Brazil for their and their families' use, as the Brazilian legislation in force may allow;

(iii) One motor vehicle for their personal use brought into Brazil in their own name or in the name of their spouses, provided that they remain in the country for at least one year. Authorization to import a motor vehicle shall be granted by the Ministry of External Relations of Brazil upon previous demand of the Embassy of Japan. The right to import one motor vehicle may be replaced by the right to buy a Brazilian produced motor vehicle, under special treatment as provided in accordance with laws and regulations in force in Brazil. The motor vehicle imported or bought in Brazil may be sold or transferred in accordance with laws and regulations in force in Brazil.

(2) ブラジル連邦共和国政府は、現行の国内法令に従い、前記の物品の輸出につき同様の便益を(1)の専門家に与える。

(3) ブラジル連邦共和国政府は、また、次の措置をとる。

(i) 専門家及びその家族に対し出入国査証を無料で、かつ、申請次第すみやかに発給すること。

(ii) 専門家及びその家族に対し身分証明書を交付し、かつ、専門家の任務遂行のために必要なすべての政府機関の協力を確保すること。

(2) The Government of the Federative Republic of Brazil will grant the experts referred to in (1) above the same facility for the exportation of the above-mentioned goods according to national legislation in force.

(3) The Government of the Federative Republic of Brazil will also take the following measures:

(i) to issue, upon application, entry and exit visas for the experts and their families, free of charge;

(ii) to issue identification cards to the experts and their families and to secure the co-operation of all governmental organizations necessary for the performance of the duties of the experts.

専門家の任務遂行に関する責任

第七条

ブラジル連邦共和国政府は、日本国政府が派遣する専門家のこの協定の補足取極に定める任務の遂行に関し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、両政府が、その請求が専門家の重大なる過失又は故意から生じたことを合意した場合は、この限りでない。

ARTICLE VII

The Government of the Federative Republic of Brazil will bear claims, if any arise, against the experts dispatched by the Government of Japan resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties under the supplementary agreements pursuant to this Agreement, except when the two Governments agree that such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the experts.

ブラジルと国連等

第八条

日本国政府がこの協定の補足取極に従つて派遣する専門家は千九百六十四年十二月二十九日にリオ・デ・ジャネイロで署名

ARTICLE VIII

The experts dispatched by the Government of Japan in accordance with supplementary agreements pursuant to this Agreement will be

付に入国許可証の及び十門日本国政府の基本協定に規定される規定に従つて供与される特権、免除及び便宜を与えられる。

granted, such privileges, exemptions and benefits as provided for in the Basic Agreement of Technical Assistance between Brazil, the United Nations, Specialized Agencies and International Atomic Energy Agency, signed in Rio de Janeiro, on December 29th 1964.

第九条

ARTICLE IX

のる特れ並び材機設免除に供ら及び機び物に対設に供せ物資

(1) 日本国政府が第三条の規定に従つてブラジル連邦共和国に供与する設備、機械及び資材は、輸出港において本船渡しの条件でブラジルの関係当局に引き渡された時にブラジル連邦共和国で使用される。これらの設備、機械及び資材は、両政府が合意した技術協力の目的のために使用される。

(1) The equipment, machinery and materials provided by the Government of Japan under the provisions of Article III will become the property of the Government of the Federative Republic of Brazil upon being delivered c.i.f. at the port of disembarkation to the Brazilian authorities concerned. These equipment, machinery and materials will be utilized for the purpose for which they will be provided.

(2) 設備、機械及び資材は、その輸入に関し、輸入許可及び外貨証明並びに関税、領事査証料その他課徴金を免除される。

(2) The equipment, machinery and materials referred to in (1) above will be exempted, at the time of their importation, from import license, certificate of foreign exchange coverage, customs duties, consular fees and other related charges.

(3) (1)の設備、機械及び資材のブラジル内の輸送及びその補充のための費用は、ブラジル連邦共和国政府が負担する。

(3) The expenses for the inland transportation and replacement of the equipment, machinery and materials referred to in (1) above will be borne by the Government of the Federative Republic of Brazil.

(4) 第三条(ii)及び(iv)の専門家及び調査団がその任務用に携行する設備、機械及び資材は、別段の合意がある場合を除くほか、日本国政府の財産であり、(2)に規定する免除に加えて、ブラジルにおいて課されることがある内国税その他課徴金を免除される。これらの物品の再輸出を容易にする措置がとられる。

(4) The equipment, machinery and materials which the experts and the survey-missions referred to in Article III (ii) and (iv) will carry for their duties will remain the property of the Government of Japan unless otherwise agreed, and will be exempted from the internal taxes and other charges to be imposed in Brazil, as well as from those mentioned in (2) above.

Measures will be taken to facilitate the reexportation of these articles.

(5) (4)の設備、機械及び資材のブラジル内の輸送のための費用は、ブラジル連邦共和国政府が負担する。

(5) The expenses for the inland transportation of the equipment, machinery and materials referred to in (4) above will be borne by the Government of the Federative Republic of Brazil.

第十条

協議

両政府は、必要な場合には、この協定の実施から生ずるいかなる問題についても協議を行なう。

ARTICLE X

The two Governments will enter into consultations, when necessary, with respect to the implementation of this Agreement.

第十一条

効力発生及び終了

(1) この協定は、日本国政府がブラジル連邦共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な手続を終了した旨の通告を受領した日に効力を生ずる。

ARTICLE XI

(1) This Agreement will enter into force on the date of receipt by the Government of Japan of a note from the Government of the Federative Republic of Brazil stating that necessary formalities for the entry into force of the Agreement have been completed.

(2) この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも六箇月の予告をもつて協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自

(2) This Agreement will be valid for a period of one year, and will be automatically renewed every year for another period of one year, unless either Government has previously given to the other Government at least six

本文

動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十年九月二十二日にブラジリア市で、英語によって本書二通を作成した。

日本国政府のために
愛知揆一

ブラジル連邦共和国政府のために
マリオ・ギブソン・バルボーザ

months' written notice of its intention to terminate the Agreement.

In witness whereof the undersigned, duly authorized thereto, have signed this Agreement.

Done in duplicate in English at the city of Brasilia on the Twenty Second day of September of the year One Thousand Nine Hundred and Seventy.

For the Government of Japan:

(Signed) Kiichi Aichi

For the Government of the Federative Republic of Brazil:

(Signed) Mario Gibson Barboza

（参考）
この協定は、ブラジルに対し技術協力を行なう際の日本国政府及び技術協力のための国際交流基金の約束が相手国政府の、ブラジルにおける用途、条件等を定めたものである。